

令和 3 年

第 1 2 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 1 9 号

秋田県教育委員会

議案第十九号

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校学則（平成元年秋田県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後												
別表（第二条関係） （一） 全日制の課程												
略	秋田北	湯沢		能代		本荘	略	大館鳳鳴		略	名 称	
											専攻科・学科	
	普通科	略	普通科	略	普通科	普通科					年 修 限 業	
	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃		生徒定員	
	六 九 六	略	四 四 〇	略	五 五 〇	六 六 〇		略	五 七 五		所 在 地	
	略	略		略		略		略				
改正前												
別表（第二条関係） （一） 全日制の課程												
略	秋田北	湯沢		能代		本荘	略	大館鳳鳴		略	名 称	
											専攻科・学科	
	普通科	略	普通科	略	普通科	普通科					年 修 限 業	
	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃		生徒定員	
	七 〇 八	略	四 六 〇	略	五 七 五	六 九 〇		略	六 〇 〇		所 在 地	
	略	略		略		略		略				

〃大館桂桜〃			略	〃男鹿海洋〃		略	〃西仙北〃		略	〃秋田南〃		〃羽後〃		略	〃矢島〃		略	〃十和田〃		〃小坂〃							
略	科生活科学	普通科		略	普通科		普通科			普通科	普通科	普通科			普通科	普通科		普通科	普通科	普通科	科産業工学	科環境技術	略				
〃	〃	〃		〃	〃		〃			〃	〃	〃			〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃			
略	一〇五	二二〇		略	一〇五		二〇〇			七〇八	二二〇	一八〇			二三〇	三五		七〇	略								
略				略			略			略	略	略			略	略		略		略							

〃大館桂桜〃			略	〃男鹿海洋〃		略	〃西仙北〃		略	〃秋田南〃		〃羽後〃		略	〃矢島〃		略	〃十和田〃		〃小坂〃				
略	科生活科学	普通科		略	普通科		普通科			普通科	普通科	普通科			普通科	普通科		普通科	普通科	普通科	普通科	環境技術	略	
〃	〃	〃		〃	〃		〃			〃	〃	〃			〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
略	一一〇	二二〇		略	一一〇		二二〇			七二〇	二二〇	二二〇			一九〇	二四〇		一〇五	略					
略							略			略	略	略			略	略		略	略	略				

略

(二) 定時制の課程

名	称	学 科	修 業 年 限	生 徒 定 員	所 在 地
秋田県立横手高等学校		普通科	三年	二六五	略
本 荘		普通科	〃	一二五	略
角 館		普通科	〃	二六五	略
秋田明德館		普通科	〃	五四五	略
大館鳳鳴		普通科	〃	二六五	略

略

略

(二) 定時制の課程

名	称	学 科	修 業 年 限	生 徒 定 員	所 在 地
秋田県立横手高等学校		普通科	三年	二七〇	略
本 荘		普通科	〃	一三〇	略
角 館		普通科	〃	二七〇	略
秋田明德館		普通科	〃	五五〇	略
大館鳳鳴		普通科	〃	二七〇	略

略

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

令和三年七月八日提出

理 由
秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

中学校卒業者数の減少及び時代の変化に対応した教育を推進するために策定した第七次秋田県高等学校総合整備計画を着実に遂行するため、秋田県立高等学校の生徒定員を改める等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

中学校卒業生数の減少及び時代の変化に対応した教育を推進するために策定した第七次秋田県高等学校総合整備計画を着実に遂行するため、秋田県立高等学校の生徒定員を改める等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 県立高等学校の全日制及び定時制の課程の生徒定員を改めることとする。
- (2) 秋田県立小坂高等学校に新たに設置する学科等を次のとおりとすることとする。

学 科	修業年数	生徒定員
産業工学科	3 年	3 5

(別表(一)及び別表(二)関係)

3 施行期日

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとする。

令和 3 年

第 1 2 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 2 0 号

秋田県教育委員会

議案第20号

秋田県産業教育審議会委員の任命について

秋田県産業教育審議会条例（昭和60年秋田県条例第52号）第2条の規定に基づき、秋田県産業教育審議会の委員を次のとおり任命する。

No.	氏 名	分 野	任 期
1	山 村 明 弘	学識経験	令和3年8月6日～令和5年8月5日
2	神 田 啓 臣	学識経験	令和3年8月6日～令和5年8月5日
3	三栗谷 俊 明	学識経験	令和3年8月6日～令和5年8月5日
4	佐 藤 伸	産業経済	令和3年8月6日～令和5年8月5日
5	岩 根 えり子	産業経済	令和3年8月6日～令和5年8月5日
6	黒 川 匡 子	産業経済	令和3年8月6日～令和5年8月5日
7	渡 部 羊 三	産業経済	令和3年8月6日～令和5年8月5日
8	粂 山 琴 美	産業経済	令和3年8月6日～令和5年8月5日
9	佐々木 信 行	産業経済	令和3年8月6日～令和5年8月5日
10	奥 真由美	産業経済	令和3年8月6日～令和5年8月5日
11	藤 村 幸司朗	行 政	令和3年8月6日～令和5年8月5日
12	今 川 聡	行 政	令和3年8月6日～令和5年8月5日
13	工 藤 隆	教 育	令和3年8月6日～令和5年8月5日
14	黒 澤 光 弘	教 育	令和3年8月6日～令和5年8月5日
15	菅 原 和 久	教 育	令和3年8月6日～令和5年8月5日

令和3年7月8日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

秋田県産業教育審議会委員の任期が令和3年8月5日で満了するので、その後任の任命について、県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 20 号参考資料

秋田県産業教育審議会委員名簿（案）
（任期：令和 3 年 8 月 6 日～令和 5 年 8 月 5 日）

※個人情報保護のため非公開

秋田県産業教育審議会委員候補者略歴
(任期：令和３年８月６日～令和５年８月５日)

※個人情報保護のため、非公開

令和3年

第12回教育委員会会議

議案第21号

秋田県教育委員会

議案第 2 1 号

第 2 4 期秋田県障害児就学審議会委員の任命について

秋田県障害児就学審議会条例（昭和 5 0 年県条例第 4 0 号）第 2 条の規定に基づき、秋田県障害児就学審議会の委員を次のとおり任命する。

	氏 名	分 野	任 期
1	内山 博之	医師	令和 3 年 8 月 5 日～令和 5 年 8 月 4 日
2	坂本 仁	医師	令和 3 年 8 月 5 日～令和 5 年 8 月 4 日
3	高橋 郁夫	医師	令和 3 年 8 月 5 日～令和 5 年 8 月 4 日
4	室岡 守	医師	令和 3 年 8 月 5 日～令和 5 年 8 月 4 日
5	東 紘一郎	医師	令和 3 年 8 月 5 日～令和 5 年 8 月 4 日
6	武田 篤	学識経験者	令和 3 年 8 月 5 日～令和 5 年 8 月 4 日
7	柴田 健	学識経験者	令和 3 年 8 月 5 日～令和 5 年 8 月 4 日
8	佐藤 紳	公募委員	令和 3 年 8 月 5 日～令和 5 年 8 月 4 日
9	安部多貴子	教育関係者	令和 3 年 8 月 5 日～令和 5 年 8 月 4 日
10	東海林 敏	教育関係者	令和 3 年 8 月 5 日～令和 5 年 8 月 4 日
11	遠田 学	教育関係者	令和 3 年 8 月 5 日～令和 5 年 8 月 4 日
12	千葉 雅樹	教育関係者	令和 3 年 8 月 5 日～令和 5 年 8 月 4 日
13	鎌田 裕之	教育関係者	令和 3 年 8 月 5 日～令和 5 年 8 月 4 日
14	鷲谷 弘子	関係行政機関職員	令和 3 年 8 月 5 日～令和 5 年 8 月 4 日
15	伊藤 幸喜	関係行政機関職員	令和 3 年 8 月 5 日～令和 5 年 8 月 4 日
16	浅利 礼子	関係行政機関職員	令和 3 年 8 月 5 日～令和 5 年 8 月 4 日
17	土倉 新也	関係行政機関職員	令和 3 年 8 月 5 日～令和 5 年 8 月 4 日
18	佐藤 歌織	関係行政機関職員	令和 3 年 8 月 5 日～令和 5 年 8 月 4 日

令和 3 年 7 月 8 日 提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

第 2 3 期秋田県障害児就学審議会委員の任期が令和 3 年 8 月 4 日で満了することから、その後任の任命について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

第 2 4 期秋田県障害児就学審議会委員名簿（案）

（任期：令和 3 年 8 月 5 日から令和 5 年 8 月 4 日まで）

（令和 3 年 8 月 5 日現在）

※個人情報保護のため非公開

第 2 4 期秋田県障害児就学審議会委員候補者略歴

※個人情報保護のため非公開

令和 3 年

第 1 2 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 2 2 号

秋田県教育委員会

議案第 22 号

秋田県社会教育委員の任命について

秋田県社会教育委員に関する条例（平成二十六年秋田県条例第八十五号）第二条の規定に基づき、秋田県社会教育委員を次のとおり任命する。

	氏 名	分 野	任 期
1	阿 部 聡	学校教育・社会教育	令和 3 年 7 月 1 6 日～令和 5 年 7 月 1 5 日
2	伊 藤 鮎 子	学校教育・社会教育	令和 3 年 7 月 1 6 日～令和 5 年 7 月 1 5 日
3	上 野 節 子	学校教育・社会教育	令和 3 年 7 月 1 6 日～令和 5 年 7 月 1 5 日
4	加 藤 寿 一	家庭教育	令和 3 年 7 月 1 6 日～令和 5 年 7 月 1 5 日
5	川 尻 茂 樹	学校教育・社会教育	令和 3 年 7 月 1 6 日～令和 5 年 7 月 1 5 日
6	木 村 加奈子	家庭教育	令和 3 年 7 月 1 6 日～令和 5 年 7 月 1 5 日
7	佐々木 幸 美	学校教育・社会教育	令和 3 年 7 月 1 6 日～令和 5 年 7 月 1 5 日
8	島 田 真紀子	家庭教育	令和 3 年 7 月 1 6 日～令和 5 年 7 月 1 5 日
9	高 野 睦	学校教育・社会教育	令和 3 年 7 月 1 6 日～令和 5 年 7 月 1 5 日
10	高 橋 利 寿	学校教育・社会教育	令和 3 年 7 月 1 6 日～令和 5 年 7 月 1 5 日
11	原 義 彦	学識経験	令和 3 年 7 月 1 6 日～令和 5 年 7 月 1 5 日
12	眞 壁 聡 子	学識経験	令和 3 年 7 月 1 6 日～令和 5 年 7 月 1 5 日
13	松 田 利枝子	学校教育・社会教育	令和 3 年 7 月 1 6 日～令和 5 年 7 月 1 5 日
14	三 上 健太郎	学識経験	令和 3 年 7 月 1 6 日～令和 5 年 7 月 1 5 日

令和 3 年 7 月 8 日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理 由

秋田県社会教育委員の任期満了のため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

秋田県社会教育委員名簿

(任期：令和3年7月16日～令和5年7月15日)

※個人情報保護のため非公開

秋田県社会教育委員任命候補者略歴

※ 7 月 1 5 日現在の年齢

※個人情報保護のため非公開

令和 3 年

第 1 2 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 2 3 号

秋田県教育委員会

議案第 23 号

秋田県生涯学習審議会委員の任命について

秋田県生涯学習審議会条例（平成六年秋田県条例第三十五号）第二条の規定に基づき、秋田県生涯学習審議会委員を次のとおり任命する。

	氏 名	役 職 名 等	任 期
1	阿 部 聡	県立秋田西高等学校校長	令和3年7月16日～令和5年7月15日
2	伊 藤 鮎 子	秋田大学教育文化学部3年生	令和3年7月16日～令和5年7月15日
3	上 野 節 子	元小坂町中央公民館館長（兼）小坂町 教育委員会事務局長	令和3年7月16日～令和5年7月15日
4	加 藤 寿 一	秋田県PTA連合会顧問・秋田県社会 教育委員連絡協議会会長	令和3年7月16日～令和5年7月15日
5	川 尻 茂 樹	八峰町教育委員会教育長	令和3年7月16日～令和5年7月15日
6	木 村 加奈子	絵本セラピスト・元中学校教諭	令和3年7月16日～令和5年7月15日
7	佐々木 幸 美	仙北市中央公民館社会教育専門官	令和3年7月16日～令和5年7月15日
8	島 田 真紀子	おおだて d e 子育て代表	令和3年7月16日～令和5年7月15日
9	高 野 睦	由利本荘市立西目中学校校長	令和3年7月16日～令和5年7月15日
10	高 橋 利 寿	秋田県生涯学習奨励員協議会副会長	令和3年7月16日～令和5年7月15日
11	原 義 彦	秋田大学大学院教育学研究科教授	令和3年7月16日～令和5年7月15日
12	眞 壁 聡 子	国際教養大学教職課程教授	令和3年7月16日～令和5年7月15日
13	松 田 利枝子	横手市学校支援地域コーディネーター	令和3年7月16日～令和5年7月15日
14	三 上 健太郎	視覚障害者アーティスト	令和3年7月16日～令和5年7月15日

令和3年7月8日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理 由

秋田県生涯学習審議会委員の任命について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 23 号 参考資料

秋田県生涯学習審議会委員名簿
(任期：令和 3 年 7 月 16 日～令和 5 年 7 月 15 日)

※個人情報保護のため非公開

秋田県生涯学習審議会委員任命候補者略歴

※ 7 月 1 5 日現在の年齢

※ 個人情報保護のため非公開

令和 3 年

第 1 2 回 教 育 委 員 会 会 議

報告事項

(令和 3 年度秋田明德館高等学校科目履修講座について)

秋田県教育委員会

令和3年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座」

基 本 要 項

- 1 趣旨 個性と能力を積極的に生かすという生涯学習の要請に応え、人々が個性を発揮しながら自己実現を図ることができるよう、興味・関心、学習意欲に応える学びの場を提供する。
- 2 主催 秋田県教育委員会
- 3 主管 秋田県教育庁高校教育課
- 4 運営 秋田県立秋田明德館高等学校
- 5 対象 開設講座に対し、興味・関心や学習意欲を有する一般社会人及び秋田明德館高等学校に在籍している生徒
- 6 内容

- (1) 募集学校 秋田県立秋田明德館高等学校
〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号
TEL 018-833-1261 FAX 018-833-1162
- (2) 開設科目 英会話、ロシア語、中国語、ハングル、パソコン、秋田の歴史入門、専門郷土史
- (3) 募集人数 パソコン 8名
その他の科目 15～24名（本校生徒の人数を含む）
- (4) 開講期間 前期 5月～9月（受付期間：4月初旬）
後期 10月～2月（受付期間：8月下旬～9月初旬）
※ 各期とも週2回。ただし、パソコン、秋田の歴史入門、専門郷土史は、週1回の通年講座。
- (5) 受講料 3,500円
※ 秋田県立高等学校授業料等徴収条例に定める聴講料の額と同額とする。（1単位当たり1,750円）

7 その他

- (1) 単位認定 秋田明德館高等学校に入学した場合は、受講した科目の成果について、単位を認定することができる。
- (2) 申込手続
 - ① 受講希望者は所定の申込書により、秋田明德館高等学校に直接申し込む。
 - ② 定員を超えた場合、受講者の決定は抽選による。
- (3) 受講料の納入 受講期間分を一括納入する。
- (4) その他
 - ① 開設科目ごとの募集人数、申込受付期間、開講日等は募集要項に定める。
 - ② 受講申込者が10名に満たない場合は、原則として開講しない。

令和3年度 秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座（後期）」 募 集 要 項

- 1 趣 旨 個性と能力を積極的に生かすという生涯学習の要請に応え、人々が個性を発揮しながら自己実現を図ることができるよう、興味・関心、学習意欲に応える学びの場を提供します。
- 2 対 象 開設講座に対し、興味・関心や学習意欲を有する一般社会人及び本校生徒を対象とします。
- 3 開講講座及び募集人数 ※コロナウイルス感染防止のため募集人数を制限しています。御協力をお願いします。

科 目 名	開講日	時 間	募集人数	備 考
英会話初級	火・木	14:50～16:25	18名	アメリカ文化に親しみながら、一緒に英会話を楽しみましょう。
英会話中級	火・木	13:05～14:40	18名	英語圏に関する様々なトピックについて、英語で話しましょう。英字新聞記事や洋楽などを取り入れた授業です。
ロシア語初級	月・水	13:05～14:40	15名	簡単な会話をしながら、基礎文法を学びます。
ロシア語中級	月・水	14:50～16:25	15名	日常生活のテーマをもとにして、会話のこつを覚えます。
中国語初級	月水	10:30～12:05 13:05～14:40	18名	基本から教えます。日常会話を話せるように練習します。初心者大歓迎です。
中国語中級	水・金	14:50～16:25	18名	中級レベルの方で中国の文化と中国事情に興味がある方。
ハングル初級	月木	10:30～12:05 13:05～14:40	15名	基礎から丁寧に教えます。初心者大歓迎です。
ハングル中級	水・金	10:30～12:05	18名	ハングルのさらなる一歩へ！

※ 各講座の曜日・時間帯は変更する場合があります。

4 開 講 日 令和3年10月1日（金）～ 令和4年2月14日（月）

5 講座会場 カレッジプラザ（秋田明德館ビル2階）

6 受付期間 令和3年8月25日（水）～ 令和3年9月3日（金）

7 申込方法

・マスク着用等、感染防止対策をしてください。

・発熱やかぜ等の症状がある場合は受講を控えてください。

(1) 実施要項と受講申込書を8月25日（水）から秋田明德館高等学校3階事務室窓口で配付します。学校ホームページからもダウンロード可能です。

(2) 必要事項を記入した「受講申込書」と、郵便番号・住所・氏名を記入し84円切手を貼付した「返信用封筒」を、秋田明德館高等学校3階事務室に9月3日（金）まで郵送又は持参してください。郵送の場合は、9月3日（金）の消印を有効とします。

<申込先> 〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号 秋田明德館高等学校 科目履修講座係

※ 郵送の場合は「科目履修講座申込」と申込封筒表側に明記してください。

8 受講決定

(1) 受講申込みが募集人数を超えた場合は、新規申込者を優先した上で、抽選により受講予定者を決定します。

(2) 受講申込者に、受講可否の通知書を送付します。

(3) 受講予定者は、通知書を持参の上、受講料を秋田明德館高等学校事務室に現金で納付してください。受講料は、1科目当たり3,500円です。

(4) 期日までに受講料を納入した者を、受講決定者とし、「受講決定通知書」を交付します。期日まで受講料の納入がない場合、辞退とみなします。

(5) 辞退等により受講決定者が募集人数に満たない場合は、抽選に漏れた受講申込者から補充を行います。

(6) 納入された受講料は、原則として返還できません。

(7) 講座で使用する教材（教科書等）費は、別に徴収します。

(8) 受講申込者が少数の場合は、原則として開講しません。

9 使用教材等 各講座により異なります。（後日連絡します。）

10 駐 車 場 受講申込み及び受講に際して、秋田明德館ビル駐車場の利用は御遠慮願います。

問い合わせ先

秋田県立秋田明德館高等学校

科目履修講座担当 通信制 教頭

TEL 018-834-0473（通信制直通）

018-833-1261（代表電話）